

新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会

第2回委員会 会議次第

日時：令和2年7月31日（金）13時～17時

場所：高知会館2階 白鳳

- 1 開会挨拶
- 2 出席者・新任委員の紹介
- 3 審議の公開・非公開の決定について
- 4 報告事項
 - (1) 第1回委員会後の取組状況について
 - (2) 建設予定地の地質の状況について
 - (3) 上水道整備の支援対象範囲の検討について
 - (4) 進入道路の最終絞り込み（案）について
 - (5) 整備・運営主体、概算事業費について
- 5 審議事項
 - (1) 環境影響評価の調査の進捗状況について
 - (2) 施設の基本的な構造等について

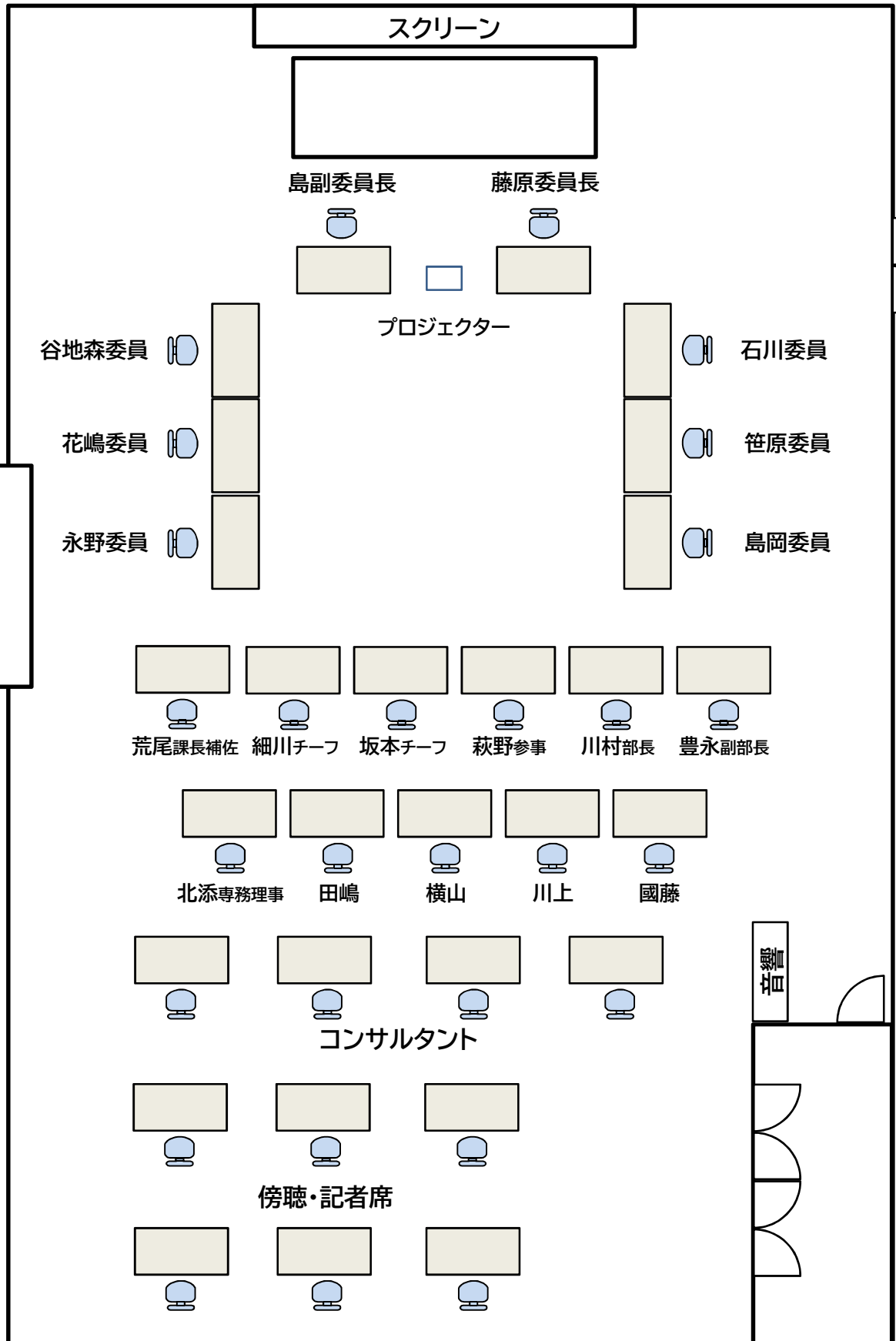
新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会

第2回委員会 出席者名簿

(敬称略、委員は五十音順)

	所属	役職	氏名	備考
委員	国立大学法人高知大学	名誉教授	石川 慎吾	
	国立大学法人高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門	教授	笹原 克夫	
	高知県公立大学法人高知工科大学 大学院工学研究科 基盤工学専攻	教授	島 弘	
	国立大学法人九州大学 大学院工学研究院 環境社会部門	教授	島岡 隆行	
	高知市環境部 廃棄物対策課	課長	永野 隆	新任
	学校法人大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科	准教授	花嶋 温子	
	国立大学法人高知大学 教育研究部 自然科学系農学部門	教授	藤原 拓	委員長
	越知町立横倉山自然の森博物館	学芸員	谷地森 秀二	
事務局	高知県林業振興・環境部	部長	川村 竜哉	
	高知県林業振興・環境部	副部長(総括)	豊永 大五	
	高知県林業振興・環境部	参事(新処分場担当)	萩野 達也	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	課長補佐	荒尾 真砂	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	チーフ (新処分場第一担当)	細川 博史	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	チーフ (新処分場第二担当)	坂本 裕之	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	主幹	横山 厚史	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	主幹	川上 修一	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	主幹	田嶋 誠	
	高知県林業振興・環境部 環境対策課	主事	國藤 岳史	
公益財団法人エコサイクル高知	専務理事	北添 和幸		

新たな管理型産業廃棄物最終処分場 施設整備専門委員会
第2回 委員会 配席図



高知県情報公開条例（第6条抜粋）

（公文書の開示義務）

第6条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職名及び氏名((ア)に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を除く。)

(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。)及び地方独立行政法人の役員及び職員

(ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。第21条において「公社等」という。)及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員

(エ) 県から補助金、交付金等の交付を受けている一般社団法人及び一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人並びに同法第10章第2節に規定する社会福祉協議会の役員

エ ウの(ア)及び(イ)に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 前号に定めるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報

(6) 県の機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。)又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関(以下この号において「国等の機関」という。)が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの

ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他全ての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの

イ 県の機関若しくは国等の機関内部又は県の機関若しくは国等の機関相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるもの

ウ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等の機関からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

(7) 県の機関からの要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は法人等から県の機関へ提供された情報であって、開示することにより、当該個人又は法人等と県の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る公文書に前項第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは、当該公文書を開示するものとする。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(目的及び所掌事務)

第2条 専門委員会は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の構造、工法、維持管理、環境保全などに万全を期するため次の各号に掲げる事項について調査、検討、審査し、会議形式又は個別の委員により知事に助言することを目的とする。

- (1) 最新の技術・知見を踏まえた施設のあり方
- (2) 施設の安全及び事故防止対策
- (3) 施設の防災対策
- (4) 施設及び周辺的环境保全・公害防止対策
- (5) 具体的な施設整備方式・機種等の選定
- (6) その他施設整備に関し必要な事項

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。ただし、委員に欠員が生じたときは、知事は新たな委員を委嘱することができる。

- (1) 廃棄物処理・最終処分に関する学識経験者
- (2) 地盤に関する学識経験者
- (3) コンクリート工学に関する学識経験者
- (4) 環境保全に関する学識経験者
- (5) 廃棄物処理行政の実務担当者
- (6) その他前条各号に掲げる事項を達成する上で知事が必要と認める者

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によって決める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、知事が招集し、会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する審議は、非公開とし、その都度、専門委員会において決定する。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報については、この限りではない。

(意見の聴取及び資料の提出)

第7条 専門委員会及び委員は、目的を遂行するために必要がある時は、関係者に対して資料の提出、説明、意見聴取、調査、その他必要な事項について協力を求めることができる。

(費用弁償等)

第8条 専門委員会の委員に対し、会議への出席、知事に対する助言等にかかる費用について、旅費、報償費等を支給する。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、林業振興・環境部環境対策課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会で協議のうえ別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会

委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属及び役職	
1	石川 慎吾	高知大学 名誉教授	学識経験者 (環境保全(植物生態))
2	笹原 克夫	高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 教授	学識経験者 (地盤)
3	島 弘	高知工科大学 大学院工学研究科 基盤工学専攻 教授	学識経験者 (コンクリート工学)
4	島岡 隆行	九州大学 大学院工学研究院 環境社会部門 教授	学識経験者 (最終処分場)
5	永野 隆	高知市 環境部 廃棄物対策課長	実務担当者 (行政関係者)
6	花嶋 温子	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 准教授	学識経験者 (廃棄物)
7	<委員長> 藤原 拓	高知大学 教育研究部 自然科学系農学部門 教授	学識経験者 (環境保全(水環境))
8	谷地森 秀二	越知町立 横倉山自然の森博物館 学芸員	学識経験者 (環境保全(動物生態))